

広島市立舟入市民病院  
生体情報システム  
技術仕様書

広島市立舟入市民病院

## 1 調達物品の背景及び目的

本システムは、術中麻酔に関連する各種情報やバイタルサインデータを正確に記録、一括管理を行う手術部門患者情報システムである。また、手術室及びHCUのバイタルサインデータ（波形、数値、イベント）を保存・参照する機能により、電子カルテ運用を補完するものである。

現在稼働中の電子カルテシステム（GX）は、製品サポート期間の延長をOS変更（Windows7→Windows10）することにより、最長で令和10年度まで継続使用することが決定している。

今回、電子カルテから手術申込・患者プロフィール情報などの受信、使用薬剤情報の送信、及び手術部門システムの手術予定や麻酔記録帳票の閲覧のためには、本システムを電子カルテに合わせてOSをWindows10に更新することが必要となる。

また、現行システムは、広島市立病院機構医療情報システムの部門システムとして平成27年度に導入（更新）されたが、現在、ハードウェアの一部保守期限切れ、修理用部品の一部枯渇等がみられ、ソフトウェアも古いため、早期の更新が必要となっている。サーバに不具合が生じた場合、業務に支障をきたす可能性があるため、調達を行うものである。

## 2 調達物品名及び構成内容

生体情報システム ----- 1式

（構成内容）

（1） 手術室情報システム ----- 一式

ア データベースサーバ ----- 1式

イ Webサーバ ----- 1式

ウ I/Fサーバ ----- 2式

エ バックアップサーバ ----- 1式

オ サーバUPS ----- 4式

カ サーバディスプレイ ----- 1式

キ クライアント端末 ----- 5式

ク クライアントディスプレイ ----- 5式

ケ クライアントUPS ----- 3式

コ 基本パッケージ ----- 1式

（2） 波形システム ----- 一式

ア データベースサーバ ----- 1式

イ クライアント端末 ----- 1式

ウ 基本パッケージ ----- 1式

上記のほか、既存品の撤去・搬入・据付・配線・電子カルテシステムとの接続（接続に要する経費を含む。）調整等を含む。

## 3 技術的要件の概要

（1） 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下

「技術的要件」という。)は、別紙のとおりである。

- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立舟入市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会から委嘱を受けた舟入市民病院事務室と本部事務局契約課において、本調達物件に係る技術仕様書に対する提案やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等を使用している場合は入札決定の対象から除外する。
- (6) 本機の設置・検収完了後に該当装置に係るバージョンアップ（ハード・ソフト）がなされたときは、納入後1年間は納入者の費用負担でバージョンアップを行うこと。また、新規ソフトウェアの費用負担は両者で協議するものとする。
- (7) 入札参入前には必ず現場と協議を行い、上記(1)～(6)を満たすことを必須とする。現場と運用における協議がないまま入札があり落札された場合は、運営に多大な負荷及び損失がもたらされる恐れがあるため、現場との協議なく入札に参加することはできない。

#### 4 その他

##### (1) 仕様に関する留意事項

ア 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。

イ 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

##### (2) 提案に関する留意事項

ア 提案に際しては、提案された装置が本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。

イ 提出資料等に関する照会先を明記すること。

ウ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。